

議案第 150 号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 9 月 1 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成 13 年さいたま市条例第 283 号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （他の法律による給付との調整） 第 8 条 [略] 2～6 [略] 7 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号） の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当 等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉 手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されてい る場合において、これらの手当の支給を受ける者 又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これ らの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金 たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、 これらの手当の全部又は一部が支給されないこと となるときは、当分の間、この条例の規定による 年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定 めるところにより規則で定める場合の区分に応じ 総務省令の定めるところにより規則で定める額を 控除した残額を当該各月分の額として支給するも のとする。 (1) 当該年金たる損害補償が消防団員に係るもの である場合 児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 2	附 則 （他の法律による給付との調整） 第 8 条 [略] 2～6 [略] 7 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号） の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当 等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉 手当若しくは国民年金等改正法附則第 97 条第 1 項の規定により支給する福祉手当が支給されてい る場合において、これらの手当の支給を受ける者 又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これ らの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金 たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、 これらの手当の全部又は一部が支給されないこと となるときは、当分の間、この条例の規定による 年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定 めるところにより規則で定める場合の区分に応じ 総務省令の定めるところにより規則で定める額を 控除した残額を当該各月分の額として支給するも のとする。 (1) 当該年金たる損害補償が消防団員に係るもの である場合 児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 2

号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付

号若しくは第4号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

- (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号に定める給付

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例附則第8条第7項の規定は、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金でこの条例の施行の日の属する月の翌月以後の期間について支給すべきものについて適用する。